

大阪市告示第1311号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年10月6日

大阪市長 横山 英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

淀屋橋駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物

大阪府中央区北浜四丁目104番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

淀屋橋駅西地区市街地再開発組合 理事長 福本 大介

大阪府中央区北浜四丁目7番28号 住友ビルディング第2号館7階

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年12月

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,250㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
地下2階	19台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
----	------

地下1階	100台 (うち原動機付自転車5台)
------	-----------------------

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
地下2階北側	24㎡
地下2階南側	15㎡
合計	39㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
地下2階 一般廃棄物保管施設	17.1㎡
地下2階 再生利用対象物保管施設	2.7㎡
合計	19.8㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前7時00分	翌午前0時00分
未定	24時間	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
地下2階	午前6時30分から翌午前0時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
地下2階	出入口1箇所(敷地南側)

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
地下2階	午前5時00分から翌午前0時00分

2 届出年月日

令和5年9月27日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

② 中央区役所市民協働課（まち魅力推進）

大阪市中央区久太郎町一丁目2番27号 中央区役所1階

(2) 期間

令和5年10月6日(金)から令和6年2月6日(火)まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月6日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)